

○厚生労働省令第百十五号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行及び労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百五十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項第五号、第五十七条の三第一項、第六十条第三号、第八十八条第一項ただし書及び第一百十三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第三号並びに第十八条の二第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号及び第二十一条第二号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一

項及び第二項」を加える。

第二十二條第二号中「第二十八條の二第一項」の下に「又は第五十七條の三第一項及び第二項」を加え、同條第五号中「第五十七條の三第一項及び第五十七條の四第一項」を「第五十七條の四第一項及び第五十七條の五第一項」に改める。

第二十四條の二第二号中「第二十八條の二第一項」の下に「又は第五十七條の三第一項及び第二項」を加える。

第二十四條の十四第一項中「以下この條及び次條」を「次項及び第二十四條の十六」に改め、同項第一号中口を削り、ハをロとし、ニからトまでをハからへまでとする。

第二十四條の十五第一項中「（危険有害化学物質等）」を「（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの）」に、「この項」を「この條及び次條」に改める。

第三十條中「第十八條第三十九号」を「第十八條第二号」に、「下欄」を「中欄」に、「及び同表の備考欄に掲げる物」を「並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニト

ログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

- 一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）
- 二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条中「第十八条第四十号」を「第十八条第三号」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、前条ただし書の物を除く。

第三十一条第一号中「一パーセント」を「〇・一パーセント以上一パーセント以下」に改める。

第三十二条中「票せんをはりつけて」を「票箋を貼り付けて」に改め、同条ただし書中「すべて」を「

全て」に、「票せんをはりつける」を「票箋を貼り付ける」に、「同項第一号ハからホまで」を「同項第一号ロからニまで」に、「票せんを容器」を「票箋を容器」に改める。

第三十三条中「第五十七条第一項第一号ホ」を「第五十七条第一項第一号ニ」に改める。

第三十四条の二中「別表第九第六百三十四号」を「第十八条の二第二号」に、「別表第二の二」を「別表第二」に、「同表の備考欄に掲げる物」を「ニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）」に改める。

第三十四条の二の二中「別表第九第六百三十五号」を「第十八条の二第三号」に改める。

第三十四条の二の六中「別表第九第一号から第六百三十三号まで」を「別表第九」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）

第三十四条の二の七 法第五十七条の三第一項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第一項において「調査」という。）は、次に掲げ

る時期に行うものとする。

一 令第十八条各号に掲げる物及び法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。

二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。

三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法

二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度

を考慮する方法

三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

(調査の結果等の周知)

第三十四条の二の八 事業者は、調査を行ったときは、次に掲げる事項を、前条第二項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

一 当該調査対象物の名称

二 当該業務の内容

三 当該調査の結果

四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容

2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。

二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。

三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(指針の公表)

第三十四条の二の九 第二十四条の規定は、法第五十七条の三第三項の規定による指針の公表について準用する。

第三十四条の三第一項及び第三十四条の四中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

第三十四条の五及び第三十四条の七中「第五十七条の三第一項第一号」を「第五十七条の四第一項第一号」に改める。

第三十四条の八及び第三十四条の九（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項第二号」を「第五十七条の四第一項第二号」に改める。

第三十四条の十三（見出しを含む。）中「第五十七条の三第一項第四号」を「第五十七条の四第一項第四号」に改める。

第三十四条の十四第一項中「第五十七条の三第三項」を「第五十七条の四第三項」に改める。

第三十四条の十五及び第三十四条の十七中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に改める。

第三十四条の十八及び第三十四条の十九（見出しを含む。）中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第三十四条の二十中「第五十七条の四第三項」を「第五十七条の五第三項」に改める。

第三十四条の二十一中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第四十条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第八十七条第一号中「第二十八条の二第二項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第二百五十四条中「(令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
アクリルアミド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アクリル酸エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリル酸ノルマル―ブチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリル酸二―ヒドロキシプロピル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリル酸メチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アクリロニトリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

アクリロレイン	一パーセント未満	一パーセント未満
アジ化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アジピン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
アジポニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトアミド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトフェノン	一パーセント未満	一パーセント未満
アセトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アセトンシアノヒドリン	一パーセント未満	一パーセント未満
アニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アミド硫酸アンモニウム	一パーセント未満	一パーセント未満

二―アミノエタノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―アミノ―六―ターシャリーブチル―三―メチルチオ―一・二・四―トリアジン―五（四H）―オン（別名メトリブジン）	一パーセント未満	一パーセント未満
三―アミノ―一H―一・二・四―トリアゾール（別名アミトロール）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―アミノ―三・五・六―トリクロロピリジン―	一パーセント未満	一パーセント未満
二―カルボン酸（別名ピクロラム）	一パーセント未満	一パーセント未満
二―アミノピリジン	一パーセント未満	一パーセント未満
亜硫酸水素ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
アリアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満
一―アリアルオキシ―二・三―エポキシプロパン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アリアル水銀化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満

アリル―ノルマル―プロピルジスルフィド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
亜りん酸トリメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
アルキルアルミニウム化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
アルキル水銀化合物	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
三―（アルファ―アセトニルベンジル）―四―ヒドロキシクマリン（別名ワルファリン）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
アルファ・アルファ―ジクロロトルエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
アルファ―メチルスチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アルミニウム水溶性塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンチモン及びその化合物（三酸化ニアンチモンを除く。）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
アンモニア	○・二パーセント未満	○・一パーセント未満
三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチ	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ルシクロヘキシル イソシアネート		
イソシアン酸メチル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
イソブレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―	一パーセント未満	○・一パーセント未満
O―(三―メチル―四―メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)		
イソプロピルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
イソプロピルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
三―イソプロポキシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)	一パーセント未満	一パーセント未満
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	一パーセント未満	一パーセント未満

イソホロン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一塩化硫黄	一パーセント未満	一パーセント未満
一酸化炭素	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
一酸化窒素	一パーセント未満	一パーセント未満
一酸化二窒素	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
イットリウム及びその化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
イプシロンーカプロラクタム	一パーセント未満	一パーセント未満
二ーイミダゾリジンチオン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
四・四'-(四ーイミノシクロヘキサー二・五ージ エニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩(別名C I ベイシツクレット九)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
インジウム	一パーセント未満	一パーセント未満
インジウム化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

インデン	一パーセント未満	一パーセント未満
ウレタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エタノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エタンチオール	一パーセント未満	一パーセント未満
エチリデンノルボルネン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
エチルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチル―セカンダリ―ペンチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
エチル―パラ―ニトロフェニルチオノベンゼンホ	一パーセント未満	○・一パーセント未満
スホネイト (別名EPN)		
○―エチル―S―フェニル エチルホスホノチオ	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロチオナート (別名ホノホス)		
二―エチルヘキサン酸	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

エチルベンゼン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチルメチルケトンペルオキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
N―エチルモルホリン	一パーセント未満	一パーセント未満
エチレンイミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレンオキシド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコール	一パーセント未満	一パーセント未満
エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノノルマル―ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレンクロロヒドリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エチレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一 ^ノ —エチレン—二・二 ^ノ —ビピリジニウム ジブロミド（別名ジクアット）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二—エトキシ—二・二—ジメチルエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
二—（四—エトキシフェニル）—二—メチルプロピル 三—フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）	一パーセント未満	一パーセント未満
エピクロロヒドリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

塩化ビニル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
塩化チオニル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化水素	○・二パーセント未満	○・一パーセント未満
塩化シアン	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化アンモニウム	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化アリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
塩化亜鉛	一パーセント未満	○・一パーセント未満
エリオナイト	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
エメリー	一パーセント未満	一パーセント未満
二・三―エポキシプロピルフェニルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二・三―エポキシ―プロパノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二・三―エポキシ―プロパナール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二―エポキシ―三―イソプロポキシプロパン	一パーセント未満	一パーセント未満

塩化ベンジル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
塩化ベンゾイル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩化ホスホリル	一パーセント未満	一パーセント未満
塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
塩素化カンフェン（別名トキサフェン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
塩素化ジフェニルオキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
黄りん	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四・四'ーオキシビス（二ークロロアニリン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オキシビス（チオホスホン酸） $O \cdot O \cdot O' \cdot O' -$	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラエチル（別名スルホテップ）		
四・四'ーオキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	一パーセント未満	一パーセント未満
オキシビスホスホン酸四ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満

オクタクロロナフタレン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ― 四・七―メタノ―H―インデン（別名クロルデ ン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―オクタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
オクタン	一パーセント未満	一パーセント未満
オゾン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オメガ―クロロアセトフェノン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オーラミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オルト―アニシジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オルト―クロロステレン	一パーセント未満	一パーセント未満
オルト―クロロトルエン	一パーセント未満	一パーセント未満

オルトージクロロベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトーセカンダリーブチルフェノール	一パーセント未満	一パーセント未満
オルトーニトロアニソール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
オルトーフタロジニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
過酸化水素	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ガソリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カテコール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カドミウム及びその化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
カーボンブラック	一パーセント未満	○・一パーセント未満
カルシウムシアナミド	一パーセント未満	一パーセント未満
ぎ酸	一パーセント未満	一パーセント未満
ぎ酸エチル	一パーセント未満	一パーセント未満
ぎ酸メチル	一パーセント未満	一パーセント未満

クロロアセトン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロアセトアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロアセチルクロリド	一パーセント未満	一パーセント未満
クロム酸及びクロム酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。		
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クレゾール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クレオソート油	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
グルタルアルデヒド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クメン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
銀及びその水溶性化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
キシレン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
キシリジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満

クロロエタン（別名塩化エチル）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―クロロ―四―エチルアミノ―六―イソプロピルアミノ―一・三・五―トリアジン（別名アトラジン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―クロロ―オルト―フェニレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
クロロジフルオロメタン（別名HCFC―二二）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―クロロ―六―トリクロロメチルピリジン（別名ニトラピリン）	一パーセント未満	一パーセント未満
二―クロロ―一・一・二―トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル（別名エンフルラン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―クロロ―一―ニトロプロパン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロピクリン	一パーセント未満	一パーセント未満
クロロフェノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ケテン	けつ岩油	軽油	クロロメチルメチルエーテル	四―クロロ―二―メチルアニリン及びその塩酸塩	クロロメタン（別名塩化メチル）	クロロホルム	五)	クロロペンタフルオロエタン（別名CFC―一―	クロロベンゼン	二―クロロベンジリデンマロノニトリル	二―クロロプロピオン酸	二―クロロ―一・三―ブタジエン
一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・三パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満
一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満		一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満

酢酸鉛	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
酢酸一・三―ジメチルブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸エチル	一パーセント未満	一パーセント未満
酢酸	一パーセント未満	一パーセント未満
コールタールナフサ	一パーセント未満	一パーセント未満
コールタール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
五 ^ふ 弗化臭素	一パーセント未満	一パーセント未満
コバルト及びその化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
五酸化バナジウム	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
固形パラフィン	一パーセント未満	一パーセント未満
五塩化りん	一パーセント未満	一パーセント未満
鉍油	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ゲルマン	一パーセント未満	一パーセント未満

酸化鉄	酸化チタン (IV)	酸化カルシウム	酸化アルミニウム	酸化亜鉛	三塩化りん	サチライシン	酢酸メチル	酢酸ペンチル (別名酢酸アミル)	酢酸ベンジル	酢酸プロピル	酢酸ブチル	酢酸ビニル
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満
一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満

一・二―酸化ブチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
酸化プロピレン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
酸化メシチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
三酸化ニアンチモン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
三酸化二ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
三臭化ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
三弗化塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
三弗化ほう素	一パーセント未満	一パーセント未満
次亜塩素酸カルシウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N・N′―ジアセチルベンジジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジアセトンアルコール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジアゾメタン	○・二パーセント未満	○・一パーセント未満
シアナミド	一パーセント未満	○・一パーセント未満

シアン化ナトリウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
シアン化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
シアン化カルシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
シアン化カリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
四アルキル鉛	—	○・一パーセント未満
二・四―ジアミノトルエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタン		
四・四′―ジアミノ―三・三′―ジメチルジフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四・四′―ジアミノジフェニルスルフィド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四・四′―ジアミノジフェニルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二・四―ジアミノアニソール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―シアノアクリル酸メチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―シアノアクリル酸エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジイソブチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジイソプロピルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエタノールアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―(ジエチルアミノ)エタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジエチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフエイト (別名パラチオン)		○・一パーセント未満
一・二―ジエチルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジエチレントリアミン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
四塩化炭素	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四―ジオキサン―二・三―ジイルジチオビス	一パーセント未満	一パーセント未満

ジクロロアセチレン	シクロペンタン	シクロペンタジエン	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ	シクロヘキセン	二―シクロヘキシルビフェニル	シクロヘキシルアミン	シクロヘキサ	シクロヘキサノ	シクロヘキサノール	一・三―ジオキソラン	(チオホスホン酸) O・O・O'・O'―テトラエチル (別名ジオキサチオン)
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	

ジクロロエタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロエチレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
三・三 ^ノ —ジクロロ—四・四 ^ノ —ジアミノジフェニルメタン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロジフルオロメタン (別名 CFC—一二)	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三—ジクロロ—五・五—ジメチルイミダゾリジン—二・四—ジオン	一パーセント未満	一パーセント未満
三・五—ジクロロ—二・六—ジメチル—四—ピリジノール (別名クロピドール)	一パーセント未満	一パーセント未満
ジクロロテトラフルオロエタン (別名 CFC—一四)	一パーセント未満	一パーセント未満
二・二—ジクロロ—一・一—トリフルオロエタン (別名 HFC—一二三)	一パーセント未満	一パーセント未満

一・一―ジクロロ―一―ニトロエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
三―(三・四―ジクロロフェニル)―一・一―ジ メチル尿素 (別名ジウロン)	一パーセント未満	一パーセント未満
二・四―ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウ ム	一パーセント未満	一パーセント未満
二・四―ジクロロフェノキシ酢酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・四―ジクロロ―二―ブテン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロフルオロメタン (別名H C F C―二―)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二―ジクロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二・二―ジクロロプロピオン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三―ジクロロプロペン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四酸化オスミウム	一パーセント未満	一パーセント未満

ジシアン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシクロペンタジエニル鉄	一パーセント未満	一パーセント未満
ジシクロペンタジエン	一パーセント未満	一パーセント未満
二・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）	一パーセント未満	一パーセント未満
ジチオりん酸O―エチル―O―（四―メチルチオフェニル）―S―ノルマル―プロピル（別名スルプロホス）		
ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―（二―エチルチオエチル）（別名ジスルホトン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジチオりん酸O・O―ジエチル―S―エチルチオ	一パーセント未満	○・一パーセント未満

メチル (別名ホレート)		
ジチオりん酸 O・O—ジメチル—S—「(四—オキソ—一・二・三—ベンゾトリアジン—三(四H)—イル)メチル」 (別名アジンホスメチル)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジチオりん酸 O・O—ジメチル—S—一・二—ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジナトリウム 〓四—「(二・四—ジメチルフェニル)アゾ」—三—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート (別名ポンス—MX)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジナトリウム 〓八—「三・三—ジメチル—四—「四—「(四—メチルフェニル)スルホニル」オキシ」フェニル」アゾ」—二・一—ビフェニ	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジフェニルエーテル	ジフェニルアミン	ジビニルベンゼン	ジノルマル―プロピルケトン	二―(ジノルマル―ブチルアミノ)エタノール	ジニトロベンゼン	二・四―ジニトロトルエン	ジニトロベンゼン	二―(ジノルマル―ブチルアミノ)エタノール	ジノルマル―プロピルケトン	ジビニルベンゼン	ジフェニルアミン	ジフェニルエーテル
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満
一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満

一・二―ジブプロモエタン（別名EDB）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・二―ジブプロモ―三―クロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジブプロモジフルオロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ジベンゾイルペルオキシド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
N・N―ジメチルアセトアミド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルアニリン	一パーセント未満	一パーセント未満
〔四―〕〔四―（ジメチルアミノ）フェニル〕〔四―〕〔エチル（三―スルホベンジル）アミノ〕フェニル〕メチリデン〕シクロヘキサン―二・五―ジエン―一―イリデン〕（エチル）（三―スルホナトベンジル）アンモニウムナトリウム塩（別名ベンジルバイオレット四B）	一パーセント未満	○・一パーセント未満

ジメチルアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルエトキシシラン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルカルバモイルルクロリド	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルジスルフイド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N・N―ジメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチル―パラ―ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一―ジメチル―四・四―ビピリジニウムルジ	一パーセント未満	一パーセント未満

臭化メチル	臭化水素	臭化エチル	クロリド (別名パラコート)
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満	一・一'ジメチル―四・四'ビピリジニウムニメ タンスルホン酸塩
〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	二―(四・六―ジメチル―二―ピリミジニルアミ ノカルボニルアミノスルフォニル) 安息香酸メチ ル (別名スルホメチユロンメチル)
〇・一パーセント未満	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満	N・N―ジメチルホルムアミド
〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	一―「(二・五―ジメトキシフェニル)アゾ」― 二―ナフトール (別名シトラスレッドナンバー二)
〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	
〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	
〇・一パーセント未満	一パーセント未満	〇・一パーセント未満	

重クロム酸及び重クロム酸塩	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
しゅう酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
臭素	一パーセント未満	一パーセント未満
臭素化ビフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
硝酸	一パーセント未満	一パーセント未満
硝酸アンモニウム	―	―
硝酸ノルマル―プロピル	一パーセント未満	一パーセント未満
しょう脳	一パーセント未満	一パーセント未満
シラン	一パーセント未満	一パーセント未満
シリカ	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ジルコニウム化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
人造鉱物繊維	一パーセント未満	一パーセント未満
水銀及びその無機化合物	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満

水酸化カリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化カルシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化セシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
水酸化リチウム	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
水素化リチウム	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
すず及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
スチレン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ステアリン酸亜鉛	一パーセント未満	一パーセント未満
ステアリン酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ステアリン酸鉛	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ステアリン酸マグネシウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ストリキニーネ	一パーセント未満	一パーセント未満

石油エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
石油ナフサ	一パーセント未満	一パーセント未満
石油ベンジン	一パーセント未満	一パーセント未満
セスキ炭酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
セレン及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニターシャリーブチルイミノー三ーイソプロピルー五ーフェニルテトラヒドロー四Hー一・三・五ーチアジアジンー四ーオン（別名ブプロフェジン）	一パーセント未満	一パーセント未満
タリウム及びその水溶性化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
炭化けい素	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
タンゲステン及びその水溶性化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
タンタル及びその酸化物	一パーセント未満	一パーセント未満

チオジ（パラーフエニレン）ージオキシービス（チオホスホン酸） $O \cdot O \cdot O' \cdot O'$ ーテトラメチル（別名テメホス）		一パーセント未満	一パーセント未満
チオ尿素		一パーセント未満	$O \cdot$ 一パーセント未満
四・四'ーチオビス（六ーターシヤリーブチルー三ーメチルフエノール）		一パーセント未満	一パーセント未満
チオフエノール		一パーセント未満	$O \cdot$ 一パーセント未満
チオリン酸 $O \cdot O$ ージエチルー O ー（二ーイソプロピルー六ーメチルー四ーピリミジニル）（別名ダイアジノン）			$O \cdot$ 一パーセント未満
チオリン酸 $O \cdot O$ ージエチルーエチルチオエチル（別名ジメトン）		一パーセント未満	$O \cdot$ 一パーセント未満
チオリン酸 $O \cdot O$ ージエチルー O ー（六ーオキシソ	一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満

<p>—フェニル—・六—ジヒドロ—三—ピリダ ジニル）（別名ピリダフェンチオン）</p>		
<p>チオりん酸O・O—ジエチル—O—（三・五・六 —トリクロロ—二—ピリジル）（別名クロルピリ ホス）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>チオりん酸O・O—ジエチル—O—「四—（メチ ルスルフィニル）フェニル」（別名フェンスルホ チオン）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>チオりん酸O・O—ジメチル—O—（二・四・五 —トリクロロフェニル）（別名ロンネル）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>チオりん酸O・O—ジメチル—O—（三—メチル —四—ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン ）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>

チオリン酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル― ―四―メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
デカボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
鉄水溶性塩	一パーセント未満	一パーセント未満
一・四・七・八―テトラアミノアントラキノン(― 別名ジスパースブルー―)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスル フィラム)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラエトキシシラン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・一・二・二―テトラクロロエタン(別名四塩 化アセチレン)	一パーセント未満	○・一パーセント未満

<p>N―(一・一・二・二―テトラクロロエチルチオ ―一・二・三・六―テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>四・五・六・七―テトラクロロ一・三―ジヒド ロベンゾ「c」フラン―二―オン (別名フサライ ド)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC―一 一二)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>二・三・七・八―テトラクロロジベンゾ―一・四 ―ジオキシン</p>	<p>○・一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラクロロナフタレン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>

<p>テトラナトリウム\parallel三・三\prime—「(三・三\prime—ジメチル—四・四\prime—ビフェニリレン)ビス(アゾ)」ビス「五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフトレンジスルホナート」(別名トリパンプブルー)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラナトリウム\parallel三・三\prime—「(三・三\prime—ジメトキシ—四・四\prime—ビフェニリレン)ビス(アゾ)」ビス「五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフトレンジスルホナート」(別名C Iダイレクトブルー十五)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラニトロメタン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラヒドロフラン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>テトラフルオロエチレン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>一・一・二・二—テトラブロモエタン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>

テトラブロモメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラメチルこはく酸ニトリル	一パーセント未満	一パーセント未満
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
テトラメトキシシラン	一パーセント未満	一パーセント未満
テトリル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テルフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満
テルル及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テレビン油	一パーセント未満	○・一パーセント未満
テレフタル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
銅及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
灯油	一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリエタノールアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満

トリエチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリクロロエタン	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
トリクロロエチレン	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
トリクロロ酢酸	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフル オロエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリクロロナフタレン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―ク ロロフェニル）エタン（別名DDT）	〇・一パーセント未満	〇・一パーセント未満
一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（四―メ トキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	一パーセント未満	〇・一パーセント未満
二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸	〇・三パーセント未満	〇・一パーセント未満
トリクロロフルオロメタン（別名CFC―一一）	一パーセント未満	〇・一パーセント未満

トリフェニルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリニトロトルエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
鉄（別名ファーバム）		
トリス（N・N―ジメチルジチオカルバメート）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
・三H・五H）―トリオン		
一・三・五―トリス（二・三―エポキシプロピル）	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・一・三・五―トリアジン―二・四・六（一H）		
トリシクロヘキシルすず ヒドロキシド	一パーセント未満	一パーセント未満
―テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）		
N―（トリクロロメチルチオ）―一・二・三・六	一パーセント未満	○・一パーセント未満
トリクロロメチルスルフェニル クロリド	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二・四―トリクロロベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
一・二・三―トリクロロプロパン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

トリブロモメタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―トリメチルアセチル―一・三―インダンジオン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリメチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリメチルベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
トリレンジイソシアネート	一パーセント未満	○・一パーセント未満
トルイジン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
トルエン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ナフタレン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―ナフチルチオ尿素	一パーセント未満	一パーセント未満
一―ナフチル―N―メチルカルバメート（別名カルバリル）	一パーセント未満	一パーセント未満
鉛及びその無機化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

二亜硫酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
ニコチン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二酸化硫黄	一パーセント未満	一パーセント未満
二酸化塩素	一パーセント未満	一パーセント未満
二酸化窒素	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二硝酸プロピレン	一パーセント未満	一パーセント未満
ニッケル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニッケル化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトリロ三酢酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
五―ニトロアセナフテン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロエタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトログリコール	一パーセント未満	一パーセント未満
ニトログリセリン	―	―

ニトロセルローズ	—	—
N—ニトロソモルホリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロトルエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロプロパン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ニトロメタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
乳酸ノルマル—ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
二硫化炭素	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
ノナン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル—ブチルアミン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル—ブチルエチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
ノルマル—ブチル—二・三—エポキシプロピルエーテル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

パラ―フェニルアゾアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―ニトロクロロベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―ニトロアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―ターシャリーブチルトルエン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―ジクロロベンゼン	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―クロロアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
パラ―アニシジン	一パーセント未満	一パーセント未満
ハフニウム及びその化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
白金及びその水溶性塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―「―」(N―ノルマル―ブチルカルバモイル ――H―ニ―ベンゾイミダゾリル)カルバミン 酸メチル(別名ベノミル)		
	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

ビス(ジチオリン酸) S・S'メチレン-O・O	一パーセント未満	一パーセント未満
—N—オキシド		
N・N—ビス(ニ—クロロエチル)メチルアミン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
タードガス)		
ビス(ニ—クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス(ニ—クロロエチル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
ビス(ニ—クロロエチル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三—ビス「(ニ・三—エポキシプロピル)オキシ」ベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス(ニ・三—エポキシプロピル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
ピクリン酸	—	—
バリウム及びその水溶性化合物	一パーセント未満	一パーセント未満
パラ—メトキシフェノール	一パーセント未満	一パーセント未満
パラ—ベンゾキノン	一パーセント未満	一パーセント未満

ピレトラム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ピリジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ピペラジン二塩酸塩	一パーセント未満	一パーセント未満
ビフェニル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビニルトルエン	一パーセント未満	一パーセント未満
四―ビニルシクロヘキサジオキシド	一パーセント未満	○・一パーセント未満
四―ビニル――シクロヘキセン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドロキノン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドラジン―水和物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
砒素及びその化合物	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ビス(ニージメチルアミノエチル)エーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
・O'・O'―テトラエチル(別名エチオン)		

フタル酸ビス(ニ―エチルヘキシル) (別名DE)	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
フタル酸ジ―ノルマル―ブチル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
フタル酸ジエチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブタノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一・三―ブタジエン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェロバナジウム	一パーセント未満	一パーセント未満
フェノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェノチアジン	一パーセント未満	一パーセント未満
フェニレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルホスフィン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フェニルオキシラン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

プロピオン酸	一パーセント未満	一パーセント未満
一・三ープロパンスルトン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
フルフリルアルコール	一パーセント未満	一パーセント未満
フルフラール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
二ーブテナール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
弗素 ^{ふつ} 及びその水溶性無機化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
弗化 ^{ふつ} ビニル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
弗化 ^{ふつ} ビニリデン	一パーセント未満	一パーセント未満
弗化 ^{ふつ} カルボニル	一パーセント未満	一パーセント未満
一ーブタンチオール	一パーセント未満	一パーセント未満
ブタン	一パーセント未満	一パーセント未満
HP)		

プロピルアルコール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピレンイミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
プロピレングリコールモノメチルエーテル	一パーセント未満	一パーセント未満
二―プロピン―オール	一パーセント未満	一パーセント未満
ブromoエチレン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―ブromo―二―クロロ―一・一・一―トリフル オロエタン（別名ハロタン）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブromoクロロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ブromoジクロロメタン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
五―ブromo―三―セカンダリ―ブチル―六―メチ ル―一・二・三・四―テトラヒドロピリミジン― 二・四―ジオン（別名ブロマシル）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ブromoトリフルオロメタン	一パーセント未満	一パーセント未満

<p>二―ブロモプロパン</p>	<p>○・三パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロエタン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七 ―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八 a―オクタヒドロ―エキソ―一・四―エンド―五 ・八―ジメタノナフタレン（別名デイルドリン）</p>	<p>○・三パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七 ―エポキシ―一・四・四a・五・六・七・八・八 a―オクタヒドロ―エンド―一・四―エンド―五 ・八―ジメタノナフタレン（別名エンドリン）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘ キサシ（別名リンデン）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロシクロペンタジエン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>

<p>ヘキサクロロナフタレン</p> <p>一・四・五・六・七・七―ヘキサクロロビシクロ 「二・二・一」―五―ヘプテン―二・三―ジカル ボン酸（別名クロレンド酸）</p>	<p>一パーセント未満</p> <p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p> <p>〇・一パーセント未満</p>
<p>一・二・三・四・十・十―ヘキサクロロ―一・四 ・四 a・五・八・八 a―ヘキサヒドロ―エキソ― 一・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン（ 別名アルドリン）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>〇・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサ チエピンオキサイド（別名ベンゾエピン）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>ヘキサクロロベンゼン</p>	<p>〇・三パーセント未満</p>	<p>〇・一パーセント未満</p>
<p>ヘキサヒドロ―一・三・五―トリニトロ―一・三 ・五―トリアジン（別名シクロナイト）</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>

ヘキサフルオロアセトン	一パーセント未満	○
ヘキサメチルホスホリツクトリアミド	○・一パーセント未満	○
ヘキサメチレンジアミン	一パーセント未満	○
ヘキサメチレンジイソシアネート	一パーセント未満	○
ヘキササン	一パーセント未満	○
一ヘキセン	一パーセント未満	一パーセント未満
ベーターブチロラクトン	一パーセント未満	○
ベータープロピオラクトン	○	○
一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ二 ・三エポキシ―三a・四・七・七a―テトラヒ ドロ―四・七メタノ―一H―インデン（別名ヘ プタクロルエポキシド）	○・三パーセント未満	○
一・四・五・六・七・八・八ヘプタクロロ三	○	○

ベンゾフラン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ベンズ「a」ピレン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ベンズ「a」アントラセン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
水物		
一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ベンゼン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペルオキシ二硫酸ナトリウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペルオキシ二硫酸カリウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペルオキシ二硫酸アンモニウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ノ―一日―インデン（別名ヘプタクロル）		
ヘプタン	一パーセント未満	一パーセント未満
a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタ		

ベンゾ「e」フルオラセン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペンタクロロナフタレン	一パーセント未満	一パーセント未満
ペンタクロロニトロベンゼン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ペンタクロロフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
一―ペンタナール	一パーセント未満	一パーセント未満
一・一・三・三・三―ペンタフルオロ―二―（トリフルオロメチル）――プロペン（別名PFI B）	一パーセント未満	一パーセント未満
ペンタボラン	一パーセント未満	一パーセント未満
ペンタン	一パーセント未満	一パーセント未満
ほう酸ナトリウム	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ホスゲン	一パーセント未満	一パーセント未満

無水マレイン酸	無水フタル酸	無水酢酸	リウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）	無機マンガ化合物	マンガ	マゼンタ	ホルムアルデヒド	ホルムアミド	（二―ホルミルヒドラジノ）―四―（五―ニトロ―二―フリル）チアゾール
一パーセント未満	一パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	○・三パーセント未満	一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・三パーセント未満	一パーセント未満
○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	一パーセント未満		一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満

メターキシリレンジアミン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリル酸	一パーセント未満	一パーセント未満
メタクリル酸メチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタクリロニトリル	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メタージシアノベンゼン	一パーセント未満	一パーセント未満
メタノール	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸エチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチラール	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルアセチレン	一パーセント未満	一パーセント未満
N-メチルアニリン	一パーセント未満	一パーセント未満
二・二、 ¹ 「四」（メチルアミノ）—三—ニトロ フェニル」アミノ」ジエタノール（別名HCブル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

<p>ーナンバーー)</p>		
<p>Nーメチルアミノホスホン酸Oー(四ーターシャリーブチルー二ークロロフェニル)ーOーメチル(別名クルホメート)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>メチルアミン</p>	<p>○・一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>メチルイソブチルケトン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>メチルエチルケトン</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>Nーメチルカルバミン酸二ーイソプロピルオキシフェニル(別名プロポキスル)</p>	<p>○・一パーセント未満</p>	<p>○・一パーセント未満</p>
<p>Nーメチルカルバミン酸二・三ージヒドロー二・二ージメチルー七ーベンゾ「b」フラニル(別名カルボフラン)</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>
<p>Nーメチルカルバミン酸二ーセカンダリーブチル</p>	<p>一パーセント未満</p>	<p>一パーセント未満</p>

フェニル（別名フェノブカルブ）			
メチルシクロヘキサノール	一パーセント未満	一パーセント未満	
メチルシクロヘキサノン	一パーセント未満	一パーセント未満	
メチルシクロヘキサン	一パーセント未満	一パーセント未満	
二メチルシクロペンタジエニルトリカルボニル マンガン	一パーセント未満	一パーセント未満	
二メチル―四・六―ジニトロフェノール	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満	
二メチル―三・五―ジニトロベンズアミド（別 名ジニトルミド）	一パーセント未満	一パーセント未満	
メチル―ターシャリー―ブチルエーテル（別名MT BE）	一パーセント未満	○・一パーセント未満	
五―メチル―一・二・四―トリアゾロ〔三・四― b〕ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）	一パーセント未満	一パーセント未満	

二―メチル―四―(二―トリルアゾ)アニリン	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―メチル―一―ニトロアントラキノン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
N―メチル―N―ニトロソカルバミン酸エチル	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチル―ノルマル―ブチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
メチル―ノルマル―ペンチルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルヒドラジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルビニルケトン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―「(二―メチルフェニル)アゾ」―二―ナフトール (別名オイルオレンジSS)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチルプロピルケトン	一パーセント未満	一パーセント未満
五―メチル―二―ヘキサノン	一パーセント未満	一パーセント未満
四―メチル―二―ペンタノール	一パーセント未満	一パーセント未満
二―メチル―二・四―ペンタンジオール	一パーセント未満	一パーセント未満

二―メチル―N―「三―（一―メチルエトキシ） フェニル」ベンズアミド（別名メプロニル）	一パーセント未満	一パーセント未満
S―メチル―N―（メチルカルバモイルオキシ） チオアセチミデート（別名メソミル）	一パーセント未満	一パーセント未満
メチルメルカプタン	一パーセント未満	一パーセント未満
四・四 [′] ―メチレンジアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビス（四・一―シクロヘキシレン） ジ イソシアネート	一パーセント未満	○・一パーセント未満
メチレンビス（四・一―フェニレン） ジ イソシアネート（別名MDI）	一パーセント未満	○・一パーセント未満
二―メトキシ―五―メチルアニリン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
一―（二―メトキシ―二―メチルエトキシ）―二 ―プロパノール	一パーセント未満	一パーセント未満

メルカプト酢酸	一パーセント未満	○・一パーセント未満
モリブデン及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
モルホリン	一パーセント未満	一パーセント未満
沃化メチル ^{よう}	一パーセント未満	一パーセント未満
沃素 ^{よう}	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ヨードホルム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化ジメチル	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化水素ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化ナトリウム	一パーセント未満	一パーセント未満
硫化りん	一パーセント未満	一パーセント未満
硫酸	一パーセント未満	一パーセント未満
硫酸ジイソプロピル	一パーセント未満	○・一パーセント未満

硫酸ジエチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
硫酸ジメチル	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
りん化水素	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジノルマルブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジノルマルブチルフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸一・二ジブロモ二・二ジクロロエチルジメチル(別名ナレド)	一パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸ジメチル(E)――(N・Nジメチルカルバモイル)――プロペンニール(別名ジクロトホス)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸ジメチル(E)――(Nメチルカルバモイル)――プロペンニール(別名モノクロ	一パーセント未満	一パーセント未満

トホス)		
りん酸ジメチル――メトキシカルボニル――	一パーセント未満	一パーセント未満
プロペン―ニール(別名メビンホス)		
りん酸トリ(オルトトリル)	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリス(二・三―ジブromoプロピル)	○・一パーセント未満	○・一パーセント未満
りん酸トリノルマル―ブチル	一パーセント未満	一パーセント未満
りん酸トリフェニル	一パーセント未満	一パーセント未満
レソルシノール	一パーセント未満	○・一パーセント未満
六塩化ブタジエン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロジウム及びその化合物	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロジン	一パーセント未満	○・一パーセント未満
ロテノン	一パーセント未満	一パーセント未満

別表第二の二を削る。

様式第二十一号の二の三（裏面）中「第五十七条の三第四項」を「第五十七条の四第四項」に、「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

（産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部改正）

第二条 産業安全専門官及び労働衛生専門官規程（昭和四十七年労働省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第四面）中「第57条の3第4項」を「第57条の4第4項」に、「第57条の4第1項」を「第57条の5第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び第二条の規定

による改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票は、当分の間、それぞれ
、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第九十五条の三の二の規定による証票及び第二条の規定
による改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第五条の規定による証票とみなす。